

市島地域市立小学校統合準備委員会  
第 19 回 吉見・鴨庄・三輪地域部会 次第

日時：令和 6 年 6 月 13 日（木）

19 時 30 分～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 前回（第 18 回）会議録の確認

- ・資料 1 前回会議録

3 報告・協議事項

（1）校歌歌詞の選考

- ・資料 2 校歌歌詞選考要領
- ・資料 3 選考会のイメージ

1 次選考～最終選考（1 作品）まで実施

（2）校歌歌詞の決定

※応募作品は本日会議終了後に回収しますので、事務局へお渡してください。

（3）その他

4 次回日程

5 閉 会

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for writing practice. There is no text or other markings on the page.

## 会議記録

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会  
第 18 回 吉見・鴨庄・三輪地域部会
- 日時 令和 6 年 6 月 6 日（木）19:30～21:25
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：坂谷 高義、木寺 章、伏田 尚徳、由良 英樹、高見 忠寿、  
足立 幸司、吉井 友章、今上 康代、高橋 麻美、岸本 菜実、  
内田 順子、芦田 繁昭、田野 悟  
有識者：金子 徳孝、婦木 有美子、村岡 昌幸、堀 詩織  
欠席委員：なし  
オブザーバー：西垣 大介  
教育総務課：足立課長、足立副課長兼係長、荻野係長、河南  
学校教育課：小森参事

### 1 報告・協議事項

#### （1）校章デザインの選考

応募作品は、全 231 作品あった。投票の前に選考委員から応募作品に関する感想を述べられたのちに、選考要領に基づき選考された（第 1 次～第 2 次～最終選考）。

#### 【委員の感想（投票前）】

委員：プロの方や地元の方など様々な作品があり、かっこいいデザインや親しみやすいデザインがある。3つの小学校を合わせたデザインや将来的な統合を意識したデザインを自分は選んだ。

委員：大変良い作品がたくさんあるので迷った。一つの作品を選んでいきたいと思う。

委員：選考要領では3つの選考基準がある。3つ目の「学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。」を重点的に選んだ。

委員：自分なりにわかりやすいものを選んだ。

委員：何度も応募作品を見返したが、なかなか決まらなかった。この統合は、3つの小学校が一つになるという意味を持つ。一目で見て新しい学校の校章とわかる新鮮味のあるデザインを選んだ。

委員：たくさんあってびっくりした。柔らかいイメージ、心機一転のイメージがあるものを選んだ。

委員：新しい小学校をつくるという意味で、「市島」ということが前面に出るデザインを選んだ。

#### 【第 1 次選考の結果】

- ・応募作品の中から 20 作品を上限に投票された。
- ・出席委員の過半数以上の票を獲得した作品は、1 作品だけであった。
- ・次に得票数の多い上位 7 作品を第 2 次選考の対象とするか、上位 11 作品を第 2 次選考の対象とするかを部会内で協議された結果、上位 11 作品を第 2 次選考の対象とすることになった。

### 【第2次選考の結果】

- ・第1次選考で選考された11作品の中から5作品を上限に投票された。
- ・出席委員の過半数以上の票を獲得した作品は、2作品だけであった。
- ・部会内で協議された結果、得票数の多い上位4作品を最終選考の対象とすることになった。

### 【最終選考の結果】

- ・第2次選考で選考された4作品の中から1作品を上限に投票された。
- ・出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がなかったため、得票数の多い上位2作品の中から再度投票された結果、得票数の多い作品は、No.3の作品であった。

#### (2) 校章デザインの決定

最終選考の結果、No.3の作品を吉見・三輪統合小学校（校名案：「市島小学校」）の校章デザイン（原案）とすることについて、出席委員の全員の賛成により決定された。

#### (3) その他

①校章デザインの最終決定について委員から質疑があった。

→学校と調整する中で修正がなければこのとおり決定となること、校章デザインの色を設定する場合は学校と調整することを事務局から回答した。

②吉見小学校増築及び改修工事の着手時期の質疑と、安全面等から夏休みや冬休み期間に集中した工事の実施について委員から意見があった。

→現在実施設計業務期間であり、はっきりとした着手時期は現在未定であること、工事の騒音などもあることから、できるだけ夏休み期間等を利用した工事を行う予定であることを事務局から回答した。

③応募作品は、著作権の関係上回収することを事務局から報告した。

## 2 次回日程（予定）

令和6年6月13日（木）ライフピアいちじま 19時30分～  
校歌歌詞の選考

## 吉見・三輪統合小学校 校歌歌詞選考要領

## (目的)

第1条 この要領は、「吉見・三輪統合小学校 校歌歌詞募集要項」により応募された校歌歌詞（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (選考基準)

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童が理解しやすい歌詞であること。
- (2) 吉見・鴨庄・美和地域の自然、文化及び歴史などがイメージできる歌詞であること。
- (3) 児童に夢や未来への希望が伝わるような明るい印象の歌詞であること。
- (4) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている歌詞であること。
- (5) 「市島小学校」又は「市島」の文字を含む歌詞であること。

## (選考委員)

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する  
吉見・鴨庄・三輪地域部会に所属する委員 13名
- (2) 有識者 丹波市立吉見小学校に所属する教員 2名  
丹波市立三輪小学校に所属する教員 2名

## (オブザーバーの参加)

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- (1) 丹波市立市島中学校に所属する国語科教員
- (2) 丹波市立市島中学校に所属する音楽科教員

## (選考の手順)

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- (2) 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- (3) 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。

3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。

4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。

3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。

4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を吉見・三輪統合小学校の校歌歌詞案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決定するものとする。

## 選考会のイメージ（委員が3人の場合）

委員A  
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員B  
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員C  
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

【1次選考】  
過半数以上の票を獲得した上位「10 作品」を選考

【10 作品以上になる場合】

・上位 10 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 10 作品を選考

【10 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A  
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員B  
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員C  
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

【2次選考】  
過半数以上の票を獲得した上位「5 作品」を選考

【5 作品以上になる場合】

・上位 5 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 5 作品を選考

【5 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A  
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員B  
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員C  
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

【最終選考】  
過半数以上の票を獲得した「1 作品」を選考

出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位 2 作品の中から最も選考基準に適する 1 作品に再投票し、得票数の多い作品を選考する。

【1次選考】市島小学校「校歌歌詞」選考会 投票用紙

|    |       |
|----|-------|
|    | 作品No. |
| 1  |       |
| 2  |       |
| 3  |       |
| 4  |       |
| 5  |       |
| 6  |       |
| 7  |       |
| 8  |       |
| 9  |       |
| 10 |       |
| 11 |       |
| 12 |       |
| 13 |       |
| 14 |       |
| 15 |       |
| 16 |       |
| 17 |       |
| 18 |       |
| 19 |       |
| 20 |       |

**【2次選考】市島小学校「校歌歌詞」選考会 投票用紙**

|   |       |
|---|-------|
|   | 作品No. |
| 1 |       |
| 2 |       |
| 3 |       |
| 4 |       |
| 5 |       |

**【最終選考】市島小学校「校歌歌詞」選考会 投票用紙**

|   | 作品No. |
|---|-------|
| 1 |       |

## メモ用紙

[illegible]